



事実の発生（採用・転居・出生等）

届の作成・必要書類の手配

届等の様式は大学HP・学内イントラからダウンロードできます。
必要書類によって、準備に時間がかかるものがありますので、ご留意ください。

届・必要書類の提出

事実発生日から15日以内に、全ての届・必要書類を担当まで提出してください。

※不備なく揃うことが必要です。

15日を超えた場合は、書類がそろった時点で認定可能な月からの認定・支給となります。

認定及び支給額の確定

担当にて届出内容を確認し、支給額が決定します。

支 給

給与明細にて確認願います。

現 況 確 認

手当支給の根拠となる要件に変更がないか、確認を行うことがあります。

要件が変更されたら、適切に届出を行ってください。届出されていない場合、正しく手当が支給されない、遡及して返金するなど、職員自身が不利になります。